

神戸の村と古文書Ⅳ－摂津国有馬郡にろう二郎村

2026 年 10 月 10 日（土）～ 2026 年 12 月 13 日（日）

地域の歴史を物語るためには、現在まで伝えられてきた古文書（各種の記録や証文など）の存在が欠かせません。神戸市域には多くの古文書が残されており、博物館も収集を行っています。

今回の展示では、その一端として、二郎村（現神戸市北区）で作成された絵図と古文書をご紹介します、神戸に生きた人々の営為をたどります。



二郎村、下司村・中村山論裁許絵図

[出品作品]

指定	資料名（所蔵番号または所蔵）	作者	材質技法	員数	時代
	二郎村、下司村・中村山論裁許絵図		紙本著色	1 点	天和 3 年（1683）
	明細帳		紙本墨書	1 冊	宝暦 10 年（1760）3 月
	諸帳面并証文類相渡シ目録		紙本墨書	1 冊	慶応 4 年（1868）2 月
	往来一札之事		紙本墨書	1 点	天保 14 年（1843）2 月

【地域文化財展示】神戸の村と古文書Ⅳ

摂津国有馬郡二郎村

1 二郎村、下司村・中村山論裁許絵図【裏書】

天和三年（一六八三）二月二十六日

摂州有馬郡二郎村与、同国同郡下司村・中村山論之事、

二郎村よりハ右三ヶ村一庄ニ而、山内不残古□（林）之外者前々より、

入会柴草刈候由申之、下司・中村よりハ、村切之山境有之、

立会ニ而無之由申之、度々穿鑿之上、今□（度）為検使、辻忠兵衛・

萩原左兵衛・服部六左衛門被差遣之「」一（遂紀）明之処、下司・中村申分并

所建之傍示不分明、尤証拠茂無之候、三ヶ村田畑入相口山より

至于奥山道筋有之、其上奥山之内「」（天乞）峰・炭山江者立会

来之由、双方申候、然者入会無紛候、自今「」（以後者）惣山墨引より外

峰迄不残三ヶ村可為立会也、林「」（之儀者新）古共其村切に

可進退之、縦雖為入会場、在来田畑□（相）互不可妨勿論於右之

場所、向後新開新林一切不「」（可致之候且又）西山かこ谷者可為

二郎村領、東山堰林者山神松ヨリ西「」（の方）限川上之堰北之分

堀切迄中村之内雖為田尾地領、先「」（年為堰）林二郎村江遣之由、然上者

弥二郎村可進「」（退之）、仍為「」（後証絵図之）面墨を引加印判

双方江下置之条、守此旨不可遺失者也

天和三年亥十一月十六日 志摩 在判

安芸 在判

丹後 在判

2 明細帳

（表紙）「摂州有馬郡二郎村 宝曆一〇年（一七六〇）三月

明細帳

宝曆十庚辰歳

三月 用帖「

（略）

一字天下峰 当村方八十丁余、

此所右同断ハヶ村立会野山御普請所

五十ヶ所余御座候、

右式ヶ所立会山先年山論御座候節

濟口惣体之絵図被 下置候、

右之通相違無御座候、以上

有馬郡二郎村庄屋

利兵衛

年寄

治右衛門

同

宝曆十庚辰年三月

村方

右明細帳写扣置候

（略）

前中作右衛門扣

小右衛門

同

義右衛門

御役人衆中

村々

御関所

国々所々

3 諸帳面并証文類相渡シ目録

慶応四年（一八六八）二月

（表紙）「慶応四戊辰年二月

諸帳面并証文類相渡シ目録

下二郎村」

覚

一 宝曆十辰年三月二郎村明細帳壹冊

一 天保四巳年田畑反畝高附名寄帳壹冊

一 同年引高順番帳壹冊

一 慶応元丑年御免定壹通

一 同年御免定割帳壹冊

一 慶応三卯年御免定壹通

一 同年御免定割帳壹冊

一 高附名寄帳壹冊

（略）

4 往来一札之事

天保一四年（一八四三）二月

往来一札之事

一 摂州有馬郡二郎村嘉右衛門年廿九才、

弟文蔵、年九歳、母きり五十六歳、

此者宗旨者代々禪宗ニ而、拙寺旦那二

紛無御座候、然ル処此度心願二付、

西国三拾三所順拝ニ罷出候間、所々在々

御関所無相違御通シ可被下候、

若又途中ニ而行暮候節者、止宿之儀

御頼申候、万一病氣等又者相果候

節者、其所之御作法通り御取仕舞

可被下候、尤国元江者御届不及為

後日之往来一札、仍而如件、

天保十四卯年

二月日

摂州有馬郡二郎村

布袋寺㊤

翻刻には句読点を加え、漢字は原則通行の字体に改めました。